

事 務 連 絡
平成 2 2 年 9 月 1 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

台湾産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者について

標記については、「食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成 22 年 3 月 30 日付け事務連絡）の別添 1 の 1 の別表 4 によりお知らせしたところですが、今般、輸入者の自主検査においてサイクラミン酸が検出されたことから、同別表に下記の製造者を追加し、別紙のとおりとするので御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

記

KWEI CHOW SAUCE INDUSTRY CO., LTD.